

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

山形県立鶴岡南高等学校

◇組織の名称 『いじめ対策委員会』

※窓口は生徒指導主事

◇構成員

- 《校内委員》 校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導課副課長、各学年主任、養護教諭、
※ 該当担任、該当部活動顧問
《外部委員》 P T A代表、スクールカウンセラー、学校医

- ※ 該当担任と該当部活動顧問については、いじめの情報が報告された際、いじめられた生徒といじめた生徒、または関係した生徒のクラスの担任と部活動顧問（部活動が関係する場合）が委員会に加わるものとする。
※ この組織を機動的に運用するために、重大事態や重大事態に準ずるような場合以外は、校内委員によって役割を担うものとする。

◇いじめ対策委員会の具体的な役割

1 P D C Aサイクル

学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証をする。

2 情報の収集・記録・共有

生徒や保護者からのいじめの相談・通報などの情報を収集・記録し、それを共有する。

3 組織的な対応の中核

いじめの疑いがあるという情報があった時には緊急に会議を開き、迅速に事実関係を聴取し、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

重大事態への対処のための調査組織

◇構成員

《学校に調査主体がある場合》

いじめ対策委員会に、事態の性質に応じて、弁護士・警察関係者など、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない第三者の専門家を加える。

- ※ 学校に重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告する。調査を行う主体や調査組織のメンバーについては県教育委員会が判断する。県教育委員会は「学校が調査主体」となる場合であっても、必要な指導、また、人的措置を含めた支援を行う。
※ いじめ防止等のため県教育委員会に設置した組織を、調査組織とすることもある。
※ 重大事態とは、いじめを受けた生徒が以下の状況になった場合とする。
① 当該生徒に「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあるとき。
重大な被害とは、生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがある。
② 年間30日以上期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
③ 生徒や保護者から重大な被害の申立てがあったとき。
④ ①～③以外の事案について、学校が重大事態と判断したもの。

平成30年2月 改定